Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-02

国連海洋法条約裁判手続における事項的管轄権の判断方法と拡張可能性

山下, 毅

(Degree)
博士（法学）

(Date of Degree)
2023-03-25

(Date of Publication)
2026-03-25

(Resource Type)
doctoral thesis

(Report Number)
甲第8555号

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482303

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

博　士　学　位　論　文

国連海洋法条約裁判手続における
事項的管轄権の判断方法と拡張可能性

神戸大学大学院法学研究科

専攻：法学政治学専攻

指導教員：竹内　真理　　教授

学籍番号：209J101J

氏名：山下　毅

提出年月日：2023 年 1 月 10 日

論文要旨

本論文は、国連海洋法条約義務的裁判手続において、国連海洋法条約で明確に規定されていない国際法に関する紛争に判断を下すことができるかという問題意識のもと、事項的管轄権の射程を明らかにすることを目的とする。

本論文では、国連海洋法条約裁判手続は、強制管轄権を有することに起因して、国連海洋法条約で規律されていない国際法に関する紛争に管轄権を行使できるかという、事項的管轄権の射程を検討することの意義を確認したうえで（序章）、国連海洋法条約裁判手続の事項的管轄権の射程はどこまで及んでいて、またどのような制約を受けるのかを明らかにする（第 1 章）。そして、そのような制約の中で、国連海洋法条約裁判手続ではどのような手法で管轄権判断が行われているのかを検討し、国連海洋法条約以外の国際法に関する紛争に対して管轄権を行使する可能性を探る。そのために、まず国連海洋法条約裁判手続では、国連海洋法条約上の規則以外の国際法の適用が認められていることが管轄権にどのような影響を与えるのかを検討する（第 2 章）。続いて、付託された紛争が国連海洋法条約裁判手続の事項管轄である国連海洋法条約の解釈適用紛争であるか否かをどのように判断するのかを検討する（第 3 章）。そのうえで、仮に国連海洋法条約の事項管轄の射程外の紛争であっても、国連海洋法条約の解釈適用紛争に付随するものである場合、裁判所が管轄権を行使する可能性を探る（第 4 章）。

序章では、国際司法裁判所など一般的な国際裁判手続は、管轄権の合意原則に起因して、紛争が発生しても当事国間の合意に至らず裁判手続に係属することができないという問題点を抱えているのに対し、国連海洋法条約裁判手続では、国連海洋法条約の締約国間の紛争について、一方当事国の申立により裁判を開始することができるという、強制管轄権が設定されていることが示されている。また、このことに起因して、国連海洋法条約裁判手続を国際司法裁判所の代替手段として利用し、国際司法裁判所に付託することができない紛争について、国連海洋法条約裁判手続から何らかの判断を引き出そうとする試みが見られることが指摘される。ただし、国連海洋法条約裁判手続の事項的管轄権の射程は国連海洋法条約の解釈または適用に関する紛争に限られているため、国連

海洋法条約以外の国際法上の争点についての判断を求めることは可能なのかを検討する必要があることが示される。

第 1 章では、国連海洋法条約裁判手続の事項的管轄権の射程が、どのような制限に服するかを検討している。国際裁判においては、管轄権決定権に基づき、付託された紛争に対して管轄権決定権を有するか否かを巡る判断権が裁判所自身にある一方、国際司法裁判所以外の国際裁判または国際仲裁裁判手続は、管轄権の射程を逸脱した判決は権限踰越により無効化するという制限に服することが指摘される。そのため、国連海洋法条約裁判手続において、権限踰越に基づく制約の枠内で、裁判所または仲裁裁判所が自身の管轄権をどのように決定するのかという方法を明らかにすることが重要であると結論付けられている。

第 2 章では、国連海洋法条約裁判手続が、管轄事項である国連海洋法条約に明確に規定されていない国際法の他の規則を適用することができることにより、国連海洋法条約裁判手続の事項的管轄権の射程にどのような影響があるかを検討している。現在までの判例の発展により、国連海洋法条約裁判手続において、国連海洋法条約で明確に規律されていない国際法を適用することが可能な場合とは、国連海洋法条約の規定のうち、詳細な内容を国連海洋法条約以外の国際法規則に委ねている規定(renvoi 規定)に完全な効果を与え、または当該規定の解釈適用を助けるために必要な場合に限られると結論付けられている。そして、このことから、付託された紛争が管轄権の射程に含まれる紛争であるかについての判断方法を検討することが重要であると指摘されている。

第 3 章では、付託された紛争が国連海洋法条約裁判手続の事項的管轄権の射程内に含まれるか否かを巡る判断方法を検討している。国連海洋法条約裁判手続では、裁判所および仲裁裁判所が紛争の性質を決定する権限を有することが指摘され、具体的な紛争の性質決定方法は次のように整理していると結論付けている。第 1 に、紛争当事国（特に原告）が提起する紛争が、国連海洋法条約の解釈適用に取り組むうえで国連海洋法条約以外の国際法に関する紛争に対する法的決定を下すことを前提とする「混合紛争」（mixed dispute）であるか否かが重要である。第 2 に、混合紛争においては、付託された紛争が国連海洋法条約の解釈適用に関する紛争と国連海洋法条約以外の国際法に関する紛争のどちらに「比重」（relative weight）があるのか検討により、紛争の性質が決定される。紛争の「比重」の検討手法として、これまでの判例においては、紛争当事国間でやり取りが行われた記録を量的に検討することにより、どちらが「優越的」（predominant）かを比較する

手法と、提起された紛争の論理構造を検討することにより、非 UNCLOS 紛争が UNCLOS の文言の解釈適用に取り組むための「前提条件」（prerequisite）となっているかを基準とする手法の 2 種類の手法が見られるが、将来は後者の手法が判例法として定着・確立されることが適切であると評価されている。

第 4 章では、国連海洋法条約裁判手続の「付随的管轄権」（incidental jurisdiction）について検討している。国際裁判では、付随的管轄権に基づき、事項的管轄権の射程に明確に含まれていない紛争であっても、事項管轄の条約の適用に付随する国際法上の問題である場合、管轄権を行使することが可能である。事項管轄の条約の適用に付随する紛争であるか否かを巡り、国連海洋法条約裁判手続の判例は従来と異なる理解を示していることが指摘された。従来の国際裁判において、付随的管轄権に基づき管轄権が行使される紛争とは、事項管轄の条約規則により包含された他の国際法に関するものであったため、そのような他の国際法を解釈適用しないと事項管轄の条約規則に対して管轄権を行使することが極めて困難であるという性質、およびそのような他の国際法を解釈適用による付随的管轄権の行使は、事項的管轄権の射程内である条約の解釈適用の範疇に留まる性質を有していた。これに対し、国連海洋法条約裁判手続の判例においては、付随的管轄権と称し、国連海洋法条約の規則により包含されていない国際法に関する紛争に対して管轄権を行使していることを明らかにした。このことから、国連海洋法条約裁判手続における付随的管轄権は、当事国間の対立の実効的な解決に貢献できると評価される一方、潜在的に権限踰越に基づく判決無効化の危険性を有しているため、慎重に判断することも求められると結論付ける。

以上を踏まえ、終章では、国連海洋法条約裁判手続が、国連海洋法条約で規律していない国際法上の争点に対して積極的に管轄権を行使しようとする態度が見られることを指摘し、その根拠として、国連海洋法条約は、自身が海洋に関する事項を包括的に規律できていないことを自認しつつも、海洋に関する事項の問題や紛争は包括的に解決されることを望んでおり、国連海洋法条約裁判手続においても、かかる理念が共有されている可能性を示唆し、本論文を終えている。